



# 特別支援教育の充実を目指して

市では独自に相談員を採用するなど、障がいのある子ども一人一人に  
応じた特別支援教育を行っています。

くわしくは  
学校教育課  
教育指導係  
☎ 21-5167

## 特殊教育から特別支援教育へ

これまで、知的な障がいや身体的な障がいのある児童・生徒の教育は、その障がいの種類や程度に応じて、盲学校や聾学校、養護学校、そして小中学校の特殊学級(個別指導学級)などで行われてきました。

しかし、通常の学級に在籍する児童・生徒の中にも学習障がい(LD)などの発達障がい(発達障害)が見られることから、それら児童・生徒に対する指導や支援が、重要な課題となっています。

これを解決するためには、障がいの種類をより細分化してとらえ、指導や支援を行うことが必要です。

国はこの考え方に基づき、従来の特殊教育が対象としていた障がいだけでなく、発達障がいなどを対象に含めた特別支援教育を、平成19年度から全国で開始しました。

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加を支援するという視点に立つものです。個人の能

力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導や支援を行うために、一人一人に必要とされる教育方法を研究し、実践していきます。

## 発達障がいを知ってください

発達障がいとは、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの障がい(発達障害)で、その症状は通常、低年齢で現れます。基本的には脳の機能的な問題が原因だと推定されています。

発達障がいと一口に言っても、その症状はさまざまで、知的な遅れを伴わないものも多くあります。外見上、障がいが目立たない場合もあることから、それぞれの障がいを周りの人々が正しく理解することが重要です。周囲の理解が得られない環境で育てば、自尊心の低下やいじめ、不登校などを引き起こす可能性があります。なお、文部科学省が平成14年に

行った調査では、通常学級に在籍する児童・生徒のうち、約6%が特別な教育的支援を必要とすると言われています。これは、どの学級にも発達障がいのある子どもが在籍している可能性があるということです。

## 日光市の取り組み

市では、特別支援教育の充実のために、次のような取り組みを行っています。

### 特別支援教育相談員の配置

教育委員会事務局の学校教育課教育指導係に、2名の特別支援教育相談員を配置しています。これは、臨床心理士を常勤の職員として配置するもので、全国でも先進的な取り組みです。

相談員は発達障がいのある子どもに対し、一人一人の特性に応じた支援や相談に応じます。また本人だけでなく、保護者や学校などにも専門的な指導や助言を行います。

### 発達相談員の派遣

特別支援教育相談員に加え、専門の発達相談員を派遣しています。小中学校の要請に応じて、障がいのある子どもとの相談に応じるほか、学校の先生や保護者からの相談にも応じます。

特別支援教育相談員と発達相談員の平成19年度の相談件数は、約180回です。

### 教職員のレベルアップ

特別支援学級を担当する教職員だけでなく、通常学級を担当する教職員にとっても、発達障がいの正しい知識を学び、特別支援教育の意義を理解することは大切です。そのため、平成19年度も特別支援教育研修会を年に5回実施しており、参加者は280人を超えています。

### 臨時指導助手の派遣

発達障がいなどの特別な支援を必要とする子どもが在籍する学校に、臨時指導助手を派遣しています。臨時指導助手は、担任の先生と協力して授業を円滑に進める配慮をします。なお、指導助手は全員、教員免許を所持しています。平成19年度の派遣対象学校は次のとおりです。  
【小学校】

### 本文中のことばの説明

**自閉症**  
周囲の人とかかわりを持つことが困難で、言葉の発達が遅れており、特定の物事に強いこだわりを持つ障がい。知的発達の遅れを伴わないものは高機能自閉症という。

**学習障がい(LD)**  
全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。  
例えば、国語または算数の基礎的能力の著しい遅れなどの特異な学習困難。

**注意欠陥多動性障がい(ADHD)**  
年齢にそぐわない不注意、多動性、衝動性のために、学校の授業や社会的活動に支障を来たす状態。  
自分の気持ちや行動をコントロールすることができないため、集団生活になじめず、適応困難になりやすい。

※学習障がい・注意欠陥多動性障がい・自閉症はいずれも脳の中樞神経系の何らかの機能障がい(発達障害)が原因ではないかと推定されています。「家庭での養育方法やしつけ、本人の努力不足により生じるものではない」といわれています。なお、障がいの診断と支援には専門的な知識と経験が必要です。

### 関係機関の連携強化による教育相談体制の整備

障がいのある子どもやその保護者などに対して、地域の教育・医療・福祉関係者などが一体となって教育相談・支援を行う体制づくりを進めています。乳幼児から小中学校の児童・生徒までが対象です。幼稚園・保育園・小中学校の教職員などの教

### 市の相談窓口の充実

障がいのある子どもについての相談窓口は、教育委員会事務局以外にも健康課(今市保健福祉センター1階)や厚生福祉課(本庁舎1階)、日光障がい者相談支援センター(今市511-1・社会福祉協議会本所内)に設けています。気軽に相談ください。

育関係者による意見交換会や事例研究会などを開催して、子どもや保護者への適切な対応を学ぶとともに、福祉事務所などとの連携を強化することが目的です。

また、新入学児童が早く学校生活になじめるよう、幼稚園・保育園と小学校との連携体制の整備に努めています。先生方による互いの授業参観や担当者との連絡会議、研修会などを実施しています。

